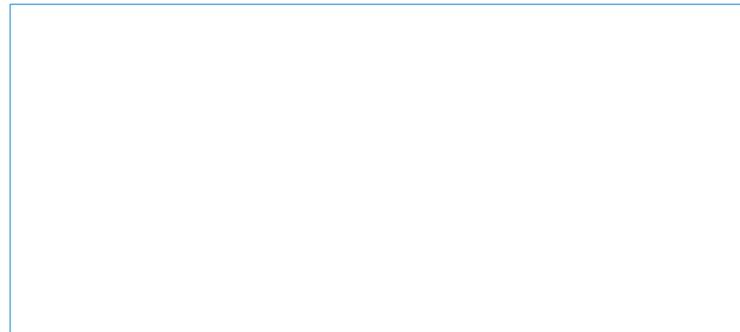


令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

美 唄 市



特別徴収税額			課 税 人 員		非 課 税 人 員	
月	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額
6月分			12月分			
7月分			1月分			
8月分			2月分			
9月分			3月分			
10月分			4月分			
11月分			5月分			
(備考)						

地方税法第41条、319条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって
 令和 年度給与所得等に係る市民税、道民税及び森林環境税の特別徴収
 税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

不服申立
 1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に對して審査請求をすることができます。
 2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)、決定(以下「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経なくても処分の取消の訴えを提起することができます。



指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
	住		所	氏 名	個 人 番 号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

(問合せ先) 美唄市 税務課 市民税係
 電話 0126-62-3139(直通)

頁

特別徴収 義務者	氏 名 又 は 名 称	個人番号又は法人番号